

ススムが進めるまちづくり

旧野洲町と旧中主町が合併して野洲市が誕生し、本年10月で市制20周年を迎えます。これを機に、「野洲市市民憲章」と「市の花・鳥・木」を制定しました。市民の皆さんからさまざまなご意見をいただき、ありがとうございました。

市民憲章がまちづくりの「あいことば」として、また市の花・鳥・木が「シンボル」として、市民生活を営む上での行動規範や郷土愛のよりどころとなると考えています。

これらを手段として野洲市民一人ひとりの「人」と「自然」を尊ぶ思いを共有しながら、今後も野洲市の未来について市民の皆さんと積極的に意見を交え、「笑顔あふれるまち」の実現に向け、市民の皆さんとともに取り組んでいきたいと考えております。



野洲市長 栢木 進

決定しました！

野洲市の
市民憲章と

市の木
さくら
桜



富波乙地先

日本の伝統的な「木」である桜は、春には市内の公園や道路沿いに咲いておりよく目にすることができ、人々の目を楽しませてくれるとともに市民に親しまれています。市内には多くの桜の名所があり「近江富士花緑公園」にも多種の桜が植えられており、大山川沿いの「さくら緑地」は滋賀の眺望景観ビューポイント30選にも選ばれています。



アイリスパーク

市制施行20周年記念事業に合わせ、野洲市まちづくり基本条例推進委員会の答申や市民の皆さんからの意見をもとに、新たに野洲市市民憲章および市の花・鳥・木を制定しました。

私たちは共に育み活力あふれるまちづくりを目指します！

野洲市市民憲章

- み 水や緑、自然豊かなまちにしましょう
- か 活力ある笑顔の広がるまちにしましょう
- み みんながつながり未来をつむぐまちにしましょう
- や やすらぎと安心のあるまちにしましょう
- ま 学び合い共に歩めるまちにしましょう

問い合わせ…協働推進課 ☎587-6043、FAX587-4033

市の花・鳥・木

市の鳥 イソヒヨドリ

市の花 あやめ 菖蒲

イソヒヨドリは大都会よりも比較的小さな街に生息していることが知られています。滋賀では冬のみ到来していたイソヒヨドリが、20年程前から定住するようになり、春から夏の天気の良い日には、野洲駅周辺などでその美しい鳴き声を楽しむことができます。自然と共に発展していこうとする野洲市には、この鳥がふさわしいとの意見から決定しました。

野洲市には菖蒲という地名があります。この名称の由来は、中主町史によると一説として、野洲市比江の長澤神社の池の洪水により、ここに自生していた菖蒲が琵琶湖まで流され、湖岸に漂着したことからその地名が付けられたと記されています。

また、兵主大社の春の例大祭では、榊にかえて菖蒲が供えられるなど、歴史的背景もあり野洲市の調和を表しています。



野洲市民提供

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 がスタートしました！

全ての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする**高齢者福祉計画**と、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する見込量や整備目標、それに伴う介護保険料を推計した**介護保険事業計画**を取りまとめ、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」（計画期間：令和6年度～8年度）を策定しました。

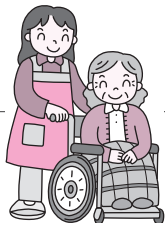
基本理念 高齢者が自分らしく生きがいをもって生活し
安心して地域とつながり支え合う お互いさまのまちづくり



基本目標 1 いつまでも元気で暮らせるまちづくり
健康づくりや介護予防に関心を持って自ら取り組めるよう、住民をはじめ多様な主体による活動の立ち上げや継続の支援をします。

基本目標 2 地域で暮らしを支え合うまちづくり
さまざまな年代や立場の人が「お互いさま」の気持ちで支え合い、温かい見守りのある地域づくりを進めます。また、中主圏域に地域包括支援センターを新たに整備し、相談体制の充実を図ります。

基本目標 3 介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり
介護が必要になっても安心して暮らせるよう、在宅サービスや施設サービスの整備を進めます。同時に、安定的に介護サービスが提供できる体制を維持するため、介護人材の確保や育成支援等を行います。



介護保険料の所得段階等が変更になりました

40歳から介護保険の被保険者となり保険料の支払いが発生します。65歳以上の人の介護保険料は市が徴収します。介護保険料は3年ごとに見直しており、今回、令和6年度～8年度の保険料基準額の変更はありませんが、所得段階、保険料率を国の基準に合わせ変更しています。

なお、令和6年度の介護保険料の額は、令和5年中の合計所得金額や令和6年度の住民税の課税状況に応じて計算し、6月中旬に郵便で送付します。

令和6年度～8年度の介護保険料

所得段階		保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額×0.285	22,127円
	本人および世帯全員が住民税非課税で、 本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の 人	基準額×0.485	37,655円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	基準額×0.685	53,183円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額×0.9	69,876円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 第4段階以外の人	基準額	77,640円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	93,168円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	100,932円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	116,460円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	131,988円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	147,516円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	163,044円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	178,572円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	186,336円

介護保険の現場ってどんなところ？市内の事業所に聞きました！

介護支援専門員 ⇒ ケアマネジャー **略称** ケアマネ ってどんな人？

利用者とサービスをつなぐ「架け橋」。介護保険制度の中核を担う「介護保険法」に規定された専門職です。

【仕事内容】

- 介護サービス計画（ケアプラン）の立案
自宅や施設で生活している人の相談に応じ、介護サービスの利用調整や関係者間の連絡などをします。利用者の心身の状況にあわせて自立した日常生活を営むことができるように支援をします。

【仕事の魅力】

- 本人や家族の「生き方」「暮らし方」のお手伝いができます。
- さまざまな職種の人と出会い、横のつながりができます。
- 自分自身や家族の介護に役立ちます。
- 地域の人と出会い、よりよい地域づくりのお手伝いができます。

答えてくれたのは…

医療法人周行会 居宅介護支援事業所

湖南病院・寿々はうす（八夫）敷地内にある看護師、歯科衛生士、介護福祉士、理学療法士、社会福祉士とさまざまな職種がいる事業所です。また、訪問看護と併設のため、看護師やリハビリ職と連携して医療のことが学べる職場です。

リハビリをして元気になりたいという思いに寄り添って支援をしているほか、医療依存の高い人（人工肛門や尿留置カテーテル、酸素吸入など）や自宅で最期を迎えたい人を積極的に支援しています。また、在宅で仕事ができるシステムも取り入れています。

介護老人保健施設 **略称** 老健 ってどんなところ？

介護を必要とする高齢者を支援し、自宅での生活への復帰を目標に、心身の機能回復、活動の向上を行う施設です。

介護保険の要介護認定で要介護1～5と認定され、病状が安定していて入院治療の必要がない人が利用できます。看護や介護などの専門スタッフが医師による医学的管理のもと、看護、介護、リハビリテーションを行うほか、栄養管理や食事、入浴などの日常サービスも併せて提供する施設です。

一人ひとりの自主性を尊重した介護、リハビリテーションを提供しながら、潜在的な能力を引き出し、可能な限り自立した生活が送れるよう、地域の医療、福祉、介護関係者と連携を深め、どのような状態になられても、安心した生活と自分らしい生き方が送れるよう支援しています。



小規模多機能型居宅介護 **略称** 小多機 ってなに？

一つの施設で「通い」「訪問」「泊まり」を行う在宅サービスです。

「通い」を中心に生活の拠点を自宅に置きながら、家庭的な環境と地域の人との交流しながら住み慣れた地域の中で生活ができるようお手伝いします。どのサービスも「馴染みの関係」が築かれた職員が行うため、安心感のあるケアをお届けできます。一人ひとり相談しながら、利用時間、サービス内容を決められるなど、柔軟な対応がとれるところも特徴です。

答えてくれたのは…

小規模多機能型居宅介護ほほえみ

令和5年3月、旧ふれあいセンター（吉地）に開設しました。閉じこもりを予防し、多くの人とふれあい、



安心して心豊かに一日を過ごせるお手伝いをすることで、「ほほえみ」に満ちた温かみのある時間を提供しています。

中庭に畑を作りみんなで収穫するなど、季節を感じられるイベントも充実しています。職員は1つのチームとしてお互い助け合える環境で、利用者はもちろん、職員も笑顔が溢れています。

特別養護老人ホーム **略称** 特養 ってどんなところ？

自宅での生活や介護が困難な人を対象とした暮らしのサービスを提供する施設です。

介護保険の要介護認定で原則要介護3～5と認定され、寝たきりや認知症などで日常生活全般にわたって介護を必要とし、自宅での生活や介護が困難な高齢者などを対象とした施設です。

介護や看護などの専門スタッフが、利用者の「その人らしさ」を大切にして、普段の暮らしに着目しながら食事や入浴、排せつといった日常生活上の介護や生活支援などを行います。

答えてくれたのは…

社会福祉法人野洲慈恵会

特別養護老人ホーム ぎおうの里

介護の仕事は、単に家事の援助や身体介護をするだけでなく、援助を必要とする人の心と身体の両面の状態を把握し、家族や地域についての理解を深め、「その人のことをよく理解し、暮らしを支える」対人援助の仕事です。

人と人の関わりを通じて、「嬉しい」「悲しい」「楽しい」「感動」など、自分の「心」が動く瞬間や、自然と笑みがこぼれる瞬間にたくさん出会うことができる素敵な仕事です。



問い合わせ…介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176